(目的)

第1条 江津市は、石見地方の特徴となっている石州赤瓦の家並みの保全、創出と市内各種建築関連産業の活性化を促進するため、石州赤瓦を利用して建築行為を行う者に対して交付する江津市石州赤瓦利用促進補助金(以下「補助金」という。)について、江津市補助金交付規則(平成2年江津市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助事業)

- 第2条 この補助金の交付の対象者及び対象事業は、次の要件に該当するものとする。
 - (1) 江津市内において、建築物の新築、増築および大規模な修繕(屋根替え)の建築行為(江津市景観条例(平成 26 年江津市条例第 25 号)第 9 条に規定する重点地区及び重点候補地区においては 3 0 平方メートル以上、江津市景観条例第 10 条に規定する計画における赤瓦景観保全地区においては 4 0 平方メートル以上、その他の地域においては屋根面の実面積 8 0 平方メートル以上)を行う者とする。

ただし、赤瓦景観保全地区及び重点候補地区は、ふるさと島根の景観づくり条例(条例 76 号)に基づき石州赤瓦に関する景観形成住民協定の締結によって対象とする。

- (2) 補助対象とする瓦は、石州赤瓦とする。
- (3) 屋根面への太陽光発電パネルの設置を行う者以外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費は前条第2号に定める建築行為における屋根工事費に対するものとし、その補助金の額は、予算の範囲内において、瓦を使用する屋根面の実面積1平方メートル当たり次のとおりとする。

ただし補助金の額に端数が生じた場合は、1,000円未満の端数

は切り捨てる。

適用地域(景観計画)	使用する瓦の色彩	m³当りの補助金額	限度額
重点地区及び	来待色等の	2,000 円	40 万円
重点候補地区	茶系色のもの		
赤瓦景観保全地区	来待色等の	1,500 円	30 万円
	茶系色のもの		
一般地域	来待色等の	750 円	15 万円
	茶系色のもの		

(補助金の交付条件)

- 第4条 補助金の交付決定にあたっては、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 使用する瓦を石州赤瓦とし、色彩等を明記した注文書又はこれに類する書類の提出
 - (2) 瓦を使用する屋根形状、面積の算出ができる図面の提出 (委任)
- 第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成 17年 3月 28 日告示第 22 号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 19 日告示第 117 号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。